

# 電気料金メニュー定義書

## 【四国電力エリア】

スマートハイムプランA

スマートハイムプランB

2023年6月1日実施

積水化学工業株式会社

電気料金メニュー定義書（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気の供給および発電設備等からの電気の受給に関する約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、お客さまへ電気を販売するときの電気料金その他の条件を定めたものです。

本定義書に記載がない事項は、本約款の記載事項によるものとし、本定義書と本約款の記載事項が矛盾または抵触する場合は、本定義書の記載事項によるものとします。

## 1 定義

本定義書で用いる用語については、本定義書に定めのない限り、本約款に規定するところによります。

## 2 適用条件

本定義書にもとづく電力料金メニュー（以下「スマートハイムプランA」および「スマートハイムプランB」といいます。）は、低圧で電気の供給を受け、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

①スマートハイムプランAの場合、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

スマートハイムプランBの場合、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

②1需要場所において、別途お客さまが他の小売電気事業者等と動力を契約する場合は、スマートハイムプランAの場合、当該動力に関する契約とあわせて最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が、スマートハイムプランBの場合、当該動力に関する契約とあわせて契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が、50キロワット未満であること。

③需要場所等が、四国電力送配電株式会社の供給区域内にあること。

ただし、1需要場所等において動力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が相当と認めたときは、①および③に該当し、かつ、②の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

## 3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、スマートハイムプランAの場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、スマートハイムプランBの場合には交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、スマートハイムプランAの場合には交流単相2線式標準電圧200ボルト

または交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルト、スマートハイムプランBの場合には交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### 4 最大需要容量および契約容量

- ①スマートハイムプランAの場合、最大需要容量は、6 キロボルトアンペア未満とします。この決定は、負荷の実情に応じてお客さまと一般送配電事業者との協議によって行います。
- ②一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取付けることがあります。
- ③スマートハイムプランBの場合、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満とします。
- ④契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、本約款別表 4（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。  
また、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて一般送配電事業者が確認いたします。

#### 5 電気料金

電気料金は、次に定めるところにしたがい、基本料金、電力量料金（従量料金±燃料費調整額）および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額から、スマートハイム割の割引額を差し引いて算出します。なお、基本料金および電力量料金の合計料金は、1 円未満を切り捨てます。

##### (1) 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、スマートハイムプランBにおいてまったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

スマートハイムプランA	1 契約につき	667 円 00 銭
スマートハイムプランB	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	397 円 10 銭

## (2) 電力量料金

電力量料金は、次により算定された従量料金に燃料費調整額を加算または減算して算定します。

### ①従量料金

従量料金は、その1ヶ月の供給電力量に次の表の単価（以下「従量料金単価」といいます。）を乗じて算定します。ただし、スマートハイムプランAにおいて供給電力量が最初の11キロワット時までは、算定の対象となる従量料金は基本料金に含まれます。

#### a. スマートハイムプランAの場合

電力量区分		従量料金単価
第1段階	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	30円66銭
第2段階	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円28銭
第3段階	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円79銭

#### b. スマートハイムプランBの場合

電力量区分		従量料金単価
第1段階	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	27円26銭
第2段階	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	32円79銭
第3段階	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	35円71銭

### ②燃料費調整額

燃料費調整額は本約款別表1（燃料費調整）に記載の通りとします。

なお、スマートハイムプランAにおいて、1ヶ月の供給電力量が電力量区分控除対象電力量までの場合は、電力量区分控除対象電力量に適用される燃料費調整額とします。電力量区分控除対象電力量は、11キロワット時をいい、日割計算をする場合は、本定義書6（電力量区分の日割計算）(1)①に基づき算定される電力量をいいます。

(3) スマートハイム割

割引額は、基本料金および電力量料金の合計料金（以下「合計料金」といいます。）に、次の割引率を乗じて算出いたします。割引額は1円未満の端数を切り上げます。

合計料金	割引率
合計料金が10,000円未満の場合	(※)
合計料金が10,000円以上の場合	5.00パーセント

(※)

次のとおりとします。この場合、割引率は小数点以下第3位を切り上げます。

$$5.00(\text{パーセント}) \times \text{合計料金} / 10,000 \text{円}$$

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は本約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に記載のとおりとします。

なお、スマートハイムプランAにおいて、1ヶ月の供給電力量が電力量区分控除対象電力量までの場合は、電力量区分控除対象電力量に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。電力量区分控除対象電力量は、11キロワット時をいい、日割計算をする場合は、本定義書6（電力量区分の日割計算）(1)①に基づき算定される電力量をいいます。

(5) 消費税等

基本料金単価その他の電気料金に係る各単価は、消費税等相当額を含みます。

## 6 電力量区分の日割計算

電力量区分控除対象電力量ならびに電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。ただし、本約款17（電気料金等の算定）(3)②に該当する場合は、計量期間等の日数を暦日数に読みかえます。また、電力量区分控除対象電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、(1)②および③の電力量区分控除対象電力量は、(1)①に基づき算定される電力量をいいます。

(1) スマートハイムプランAの場合

①電力量区分控除対象電力量

$$11 \text{ キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} / \text{計量期間等の日数}$$

②第1段階料金適用電力量

120 キロワット時×日割計算対象日数／計量期間等の日数  
－電力量区分控除対象電力量

③第2段階料金適用電力量

300 キロワット時×日割計算対象日数／計量期間等の日数  
－電力量区分控除対象電力量  
－第1段階料金適用電力量

(2) スマートハイムプランBの場合

①第1段階料金適用電力量

120 キロワット時×日割計算対象日数／計量期間等の日数

②第2段階料金適用電力量

300 キロワット時×日割計算対象日数／計量期間等の日数  
－第1段階料金適用電力量

## 7 電気料金の通知

月ごとの電気料金は、毎月、原則としてお客さま専用 Web サイト上で通知いたします。ただし、お客さまがご希望する場合は、書面にてご利用明細書を郵送いたします。この場合、次の手数料を申受けます。なお、消費税等相当額の計算時の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

ご利用明細書	1通につき 165円（税込み）
--------	-----------------

## 8 電気料金の支払期日

支払期日は、本約款 20（支払期日）に記載のとおり、当該電気料金の検針日の翌月末日とします。供給契約とあわせて受給契約を締結している場合は、本定義書による電気料金と受給契約による買取料金を相殺した金額を精算いたします。この場合の精算は3ヶ月ごととし、支払期日は次によるものとします。

4 から 6 月の各月の検針分	7 月末日
7 から 9 月の各月の検針分	10 月末日
10 から 12 月の各月の検針分	1 月末日
1 から 3 月の各月の検針分	4 月末日

## 9 本定義書の変更および廃止等

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、本約款 2（本約款等の変更）を適用します。この場合、本約款 2（本約款等の変更）において、「本約款」を「本定義書」と読みかえて適用します。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社 Web サイト上でお知らせします。
- (3) 本定義書の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、本約款 2（本約款等の変更）(2)に準じるものとします。



## 附則

### 1 実施期日

本定義書は、2023 年 6 月に到来する計量期間等の始期に相当する日より適用します。